

令和7年度和歌山県立こころの医療センター未収金回収業務委託に係る公開型プロポーザル募集要領

1 目的

和歌山県立こころの医療センターにおける診療費（患者負担分）等に係る未収金回収業務について、必要な実務能力と資格を有する者に業務を委託することにより、患者負担の公平性を確保するとともに、効率的かつ効果的に未収金を回収・整理し、未収金残高を縮減することを目的とする。

2 プロポーザルの概要

（１）業務名

和歌山県立こころの医療センター未収金回収業務

（２）業務内容

入院診療費（患者負担分）等に係る未収金債権及び外来診療費（患者負担分）等に係る未収金債権の管理及び回収業務

詳細については、「和歌山県立こころの医療センター未収金回収業務委託仕様書」のとおり

（３）委託期間

契約日から令和8年3月31日まで

3 参加資格

以下の各号の全ての要件に該当する者とする。

（１）次のいずれかの要件を満たしていること。

① 弁護士法（昭和24年法律第205号）第4条に規定する弁護士、又は同法第30条の2に規定する弁護士法人であること。

② 司法書士法（昭和25年法律第197号）第4条に規定する司法書士、又は同法第26条に規定する司法書士法人であり、第3条第2項に規定する認定司法書士（法人）であること。

（２）地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（３）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がない者であること。

（４）過去5年以内に医療機関における患者負担金に係る未収金回収業務の受託実績を有すること。

（５）和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

（６）和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領に規定する排除措置を受けている者でないこと。

（７）和歌山県から入札参加資格停止を受けている期間中でない者であること。

4 参加手続き

参加表明書（様式第1号）の提出により、参加を受け付ける。

（１）事務担当

和歌山県立こころの医療センター事務局業務課 森本

〒643-0811 和歌山県有田郡有田川町庄31番地

電話 0737-52-3221

FAX 0737-52-5571

電子メール morimoto_m0027@pref.wakayama.lg.jp

(2) 参加表明書（様式第1号）の提出

- ① 提出方法 持参又は郵送
- ② 提出期限 令和7年7月22日（火）午後5時まで（必着）
- ③ 提出先 上記4（1）

(3) 質問書（様式第2号）の受付及び回答

- ① 提出方法 FAX又は電子メール
- ② 提出先 上記4（1）
- ③ 提出期限 令和7年7月10日（木）午後5時まで（必着）
- ④ 回答方法 質問をとりまとめの上、令和7年7月17日（木）までに和歌山県立こころの医療センターホームページに掲載する。

*なお、軽易な質問については、口頭または電子メールにより直接質問者に回答すること、また、質問及び回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答することができるものとする。

5 選考方法

企画提案書の提出とプレゼンテーションによる。

(1) 企画提案書等

- ① 提出方法 持参又は郵送
- ② 提出先 上記4（1）
- ③ 提出期間 令和7年7月23日（水）～令和7年7月31日（木）午後5時まで（必着）
- ④ 提出書類

ア 企画提案書（様式第3号）

次に掲げる事項を含む内容とし、A4版5ページ以内で作成。

(7) 業務実施方針

- a 基本的な取組姿勢
- b 法令遵守に関する考え方

(イ) 組織・実施体制

- a 業務実施体制、実施予定人員
- b 管理責任者、指揮監督者等
- c 個人情報保護に関する考え方

(ロ) 業務実施方法

- a 支払案内、支払方法の相談、居所等調査、集金等業務などの業務フロー
- b 支払案内における案内の内容がわかる資料（雛型）

(エ) 誓約書

イ 提案者（会社）概要

- ウ 弁護士又は司法書士の資格を有することを証明する書類の写し
- エ 弁護士法人又は司法書士法人にあっては、履歴事項全部証明書の写し
- オ 決算状況がわかる書類（直近の会計年度から３年分）

⑤ 提出部数 ６部（１部を正本とし、５部は複写で可）

（２）プレゼンテーションの実施

- ① 日時 令和７年８月中旬（予定）
- ② 場所 和歌山県民文化会館 ４階 会議室（予定）

※ 日時等については、参加者に別途通知する。

６ 最優秀提案者等の選考、決定及び通知の方法

（１）選考方法

選考は、「和歌山県立こころの医療センター未収金回収業務委託プロポーザル審査委員会」において行い、最優秀提案者及び優秀提案者を決定する。

（２）評価項目及び評価基準

（業務実施方針）

- ・ 委託業務の目的に合致しているか
- ・ 診療債権の性格を理解し、債務者への配慮がなされているか

（組織・実施体制）

- ・ 組織体制及び人員配置について十分か
- ・ 委託業務に必要な知識及び経験を有する人材を確保しているか

（法令遵守及び個人情報保護対策）

- ・ 法令遵守に対する考え方や取組内容が適切か
- ・ 個人情報の保護に対する考え方や取組内容が適切か

（業務実施方法と実績）

- ・ 具体性及び実現性は高いか
- ・ 各提案者における特徴や優位性があるか
- ・ 類似の未収金回収業務において十分な実績を有しているか

（価格）

- ・ 価格（成功報酬（率））は低廉か

（３）選考結果の通知

選考結果は、参加者全員に対して書面で通知する。

（４）選考後の取り扱い

最優秀提案者として選考された者と契約交渉を行う。ただし、契約交渉が不調となった場合は、優秀提案者と契約交渉を行う。

（５）最優秀提案者が２者以上存在する場合の取り扱い

最優秀提案者が２者以上存在する場合は、当該者にくじを引かせ、契約交渉を行う者の順番を決定する。くじは、契約交渉者の順番を決定するため、紙に該当者と同数の直線を引き、「１、２、３、・・・」と表示をする。くじを引く順番はくじで決め、くじを引く順番を決めるためのくじは提出書類の受付け順で引くものとする。

(6) 提案者が1者の場合の取り扱い

提案者が1者であった場合は、企画提案書等の審査及びプレゼンテーションにより委託することが適切でないと判断される場合を除いて、同者を最優秀提案者として取り扱う。

委託することが適切でないと判断した場合、書面で提案者にその理由を通知する。

(7) 提案者がいない場合の取り扱い

提案者がいない場合は、再度募集を行う。

7 その他

(1) 書類作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 留意事項

① 書類の著作権は、参加者に帰属する。

② 提出書類は、返却しない。なお、企画提案者の選定以外に無断で使用しないものとする。

③ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書を無効とするとともに、虚偽を記載した者に対して指名停止の措置を行うことがある。

④ 書類提出後の記載内容の変更は認めない。

(3) 参加に要する費用

本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。

(4) 災害などにより不測の事態が生じた場合は、本件に関する手続きを延期することがある。